

## 新旧対照表

別紙

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第12節 特定用途免税</p> <p>(儀式用又は礼拝用の寄贈物品の特定用途免税)</p> <p>15—5 法第15条第1項第4号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「儀式又は礼拝の用に直接供する物品」とは、上記(1)の宗教団体において式典、祭典その他の行事又は礼拝の用に直接供される物品で、規則第5条に掲げるものをいう。<u>なお、規則第5条第1号に規定する「換価の容易なもの」とは、評価が容易であり、かつ、市場性のあるものをいい、金地金のほか、例えば、金を主たる材料とする物（金地金を使用する物品であって、その含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のもの）をいう。</u> 規則第5条第1号に掲げる物品には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(3)及び(4) (省略)</p>	<p>第12節 特定用途免税</p> <p>(儀式用又は礼拝用の寄贈物品の特定用途免税)</p> <p>15—5 法第15条第1項第4号 <u>《宗教用寄贈物品の特定用免税》</u>の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「儀式又は礼拝の用に直接供する物品」とは、上記(1)の宗教団体において式典、祭典その他の行事又は礼拝の用に直接供される物品で、規則第5条 <u>《宗教用寄贈物品の指定》</u>に掲げるものをいう。 規則第5条第1号に掲げる物品には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(3)及び(4) (同左)</p>